

第C節 日本国の原産地規則及び原産地手続

第一款 一般規則及び手続

1 この節の規定の適用上、

(a) 「代替性のある産品又は材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(b) 「一般的に認められている会計原則」とは、収益、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国の領域において一般的に認められている、又は十分なかつ權威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの原則には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。

(c) 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(d) 「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査において使用される材料（当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される材料をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料、エネルギー、触媒及び溶剤
- (ii) 製品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (iii) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品
- (iv) 工具、ダイス及び鋳型
- (v) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
- (vi) 生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料
- (vii) 産品に組み込まれない他の材料であつて、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの
- (e) 「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいう。
- (f) 「非原産品」又は「非原産材料」とは、この節の規定に従つて原産品とされない産品又は材料をいう。
- (g) 「原産品」又は「原産材料」とは、この節の規定に従つて原産品とされる産品又は材料をいう。

- (h) 「輸送用のこん包材料及びこん包容器」とは、他の産品を輸送中に保護するために使用される産品（小売用に包装された産品の包装材料及び包装容器を含まない。）をいう。
- (i) 「関税上の特惠待遇」とは、前節の規定に従って原産品について適用する関税率をいう。
- (j) 「生産」とは、作業をいい、産品の栽培、耕作、成育、採掘、収穫、漁ろう、わなかけ、狩猟、捕獲、収集、繁殖、抽出、採集、製造、加工及び組立てを含む。
- (k) 「取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるに当たって現実に支払われた若しくは支払われるべき価格又は世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従って決定されるその他の価額をいう。
- (1) 「産品の価額」とは、産品の取引価額から当該産品の国際輸送に要する費用を除いたものをいう。
- 2 (a) 日本国は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であつて、この節に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。
- (i) 一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であつて、(b)に定めるもの

- (ii) 一方又は双方の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される産品
- (iii) 一方又は双方の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を使用して完全に生産される産品であつて、次款及び第三款に定める全ての関連する要件を満たすもの
- (b) 日本国は、(a)の規定の適用上、次に掲げる産品を、一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品とすることを定める。

品

- (i) 当該領域において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品
- (ii) 当該領域において生まれ、かつ、成育された生きている動物（第三類に該当するものを除く。）
- (iii) 当該領域において生きている動物（第三類に該当するものを除く。）から得られる産品
- (iv) 当該領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物（第三類に該当するものを除く。）
- (v) 当該領域から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(i)から(iv)までに規定するものを除く。）

(vi) 当該領域において、(i)から(v)までに規定する産品又はそれらの派生物のみから生産される産品

3 (a) 日本国は、(c)に規定する場合を除くほか、産品が次款及び第三款に定める適用可能な関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、全ての当該非原産材料の価額が当該産品の価額の十パーセントを超えず、かつ、当該産品がこの節に定める他の全ての関連する要件を満たすときは、当該産品を原産品とすることを定める。

(b) (a)の規定は、非原産材料を他の産品の生産において使用している場合にのみ適用する。

(c) (a)の規定は、次のものについては、適用しない。

(i) 第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号若しくは第二一〇六・九〇号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）であつて、第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の産品（第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの各号及び第〇四〇六・三〇号の産品を除く。）の生産において使用されるもの（第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの各号の粉乳又は第〇四〇六・三〇号のプロセスチーズであつて、(a)に定める僅少の非原産材料に係る十パーセントの許容限

度を適用する結果として原産品であるものは、この(i)に規定する第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の産品又は(ii)に規定する産品の生産において使用される場合には、原産材料とする。))

(ii) 第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。))
であつて、次のいずれかの産品の生産において使用されるもの

(A) 第一九〇一・一〇号の育児食用の調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。)

(B) 第一九〇一・二〇号の混合物及び練り生地(バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超えるものであつて小売用でないものに限る。)

(C) 第一九〇一・九〇号又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。)

(D) 第二一・〇五項の産品

(E) 第二二〇二・九一号又は第二二〇二・九九号の飲料(ミルクを含有するものに限る。)

(F) 第二三〇九・九〇号の飼料（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(iii) 第〇八・〇五項又は第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の非原産材料であつて、第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品又は第二一〇六・九〇号、第二二〇二・九一号若しくは第二二〇二・九九号の果実若しくは野菜のジュース（ミネラル又はビタミンを加えたものに限るものとし、濃縮したものかどうかを問わず、二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）の生産において使用されるもの

(iv) 第一五類の非原産材料であつて、第一五・〇七項、第一五・〇八項、第一五・一二項又は第一五・一四項の産品の生産において使用されるもの

(v) 第八類又は第二〇類の原産品でない桃、梨又はあんずであつて、第二〇・〇八項の産品の生産において使用されるもの

4 日本国は、代替性のある産品又は材料について、次のいずれかの事項に基づいて、原産品又は原産材料として取り扱うことを定める。

(a) 各々の代替性のある産品又は材料が物理的に分離していること。

(b) 代替性のある産品又は材料が混在している場合には、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式が使用されていること。ただし、選択された在庫管理方式が当該在庫管理方式を選択した者の会計年度を通じて使用される場合に限る。

5 (a) 日本国は、産品が完全に得られるかどうか又は産品が次款及び第三款に定める関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、(c)に規定する附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、考慮しないことを定める。

(b) 日本国は、産品の附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料であつて(c)に規定するものが、これらと共に納入される当該産品の原産品としての資格と同一の資格を有することを定める。

(c) 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、この5の規定の適用の対象となる。

(i) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、産品に含まれるものとして分類され、及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていない

こと。

(ii) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、数量及び価額が(i)に規定する製品について慣習的なものであること。

6 (a) 日本国は、産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が原産品かどうかを決定するに当たって考慮しないことを定める。

(b) 日本国は、輸送用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しないことを定める。

7 日本国は、間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなすことを定める。

8 (a) 日本国は、原産品が第三国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合には、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

(b) 日本国は、原産品が、一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合であっても、次の(i)及び(ii)の要件を満たすときは、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

- (i) 両締約国の領域外において当該原産品についていかなる作業も行われていないこと。ただし、積卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置、輸入締約国の要求に基づいて行われるラベル又は証票による表示及び当該原産品を良好な状態に保存するため又は当該原産品を輸入締約国の領域へ輸送するために必要な他の作業を除く。
 - (ii) 当該原産品が第三国の領域において税関当局の監督の下に置かれていること。
- 9 (a) 日本国は、この協定に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う輸入者に対し、産品が原産品であることについて輸入の時に申告を行うよう要求することができる。
- (b) (a)に規定する申告の要件については、日本国の法令又は手続において定めるものとし、及び利害関係者が知ることができるとする。
- 10 (a) 日本国は、この協定に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う輸入者に対し、当該要求についての確認のために情報を要請することができる。日本国は、輸出者又は生産者から直接提供される当該情報を受領することができる。
- (b) 日本国は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇の要求を否認することができる。

- (i) 産品が関税上の特惠待遇を受ける資格がないと決定する場合
 - (ii) (a)の規定により、産品が関税上の特惠待遇を受ける資格があることを決定するのに十分な情報を輸入者から得られなかった場合
 - (iii) 輸入者がこの節に定める要件を満たさない場合
- 第二款 品目別原産地規則の解釈のための一般的注釈
- 1 この款及び次款の規定は、次の類、項、号及び品目に分類される産品について適用する。
- (a) 第一類から第二類までの各類
 - (b) 第四類から第一五類までの各類
 - (c) 第一六・〇一項から第一六・〇三項までの各項
 - (d) 第一七類から第二一類までの各類
 - (e) 第二二・〇二項
 - (f) 第二二・〇四項
 - (g) 関税分類番号二二〇六〇〇・一〇〇〇の品目

- (h) 関税分類番号二二〇七一〇・一九九の品目
- (i) 第二二・〇九項
- (j) 第二三類
- (k) 第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号
- (l) 第二三・〇一項
- (m) 第二五・〇一項から第二五・〇二項までの各項
- (n) 第二五・〇四項から第二五・〇五項までの各項
- (o) 第三八〇九・一〇号
- (p) 第三八二三・一一号から第三八二三・七〇号までの各号

2 この款及び次款に定める品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。

- (a) 「CC」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産（当該類には、当該非原産材料から生産される産品が該当する類を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の類からの変更をいう。

このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類

の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。

- (b) 「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産（当該項には、当該非原産材料から生産される製品が該当する項を含まない。）又は製品が該当する類、項若しくは号への他の項からの変更をいう。このことは、当該製品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。

- (c) 「CTSH」とは、いずれかの号の非原産材料からの生産（当該号には、当該非原産材料から生産される製品が該当する号を含まない。）又は製品が該当する類、項若しくは号への他の号からの変更をいう。このことは、当該製品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。

3 この款及び次款に定める品目別原産地規則の解釈上、

- (a) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(b) 品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は、産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要件とすることを意味するものとする。

(c) 一の産品が、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象である場合において、当該選択的な品目別原産地規則のいずれかを満たすときは、当該一の産品は、原産品とする。

(d) 一の産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該一の産品は、当該複数の要件の全てを満たすときのみ原産品とする。

(e) 単一の品目別原産地規則が一連の項又は号の産品について適用され、かつ、当該品目別原産地規則が当該産品の項又は号の変更を定める場合には、当該変更は、他の項又は号（当該一連の項又は号の中の他の項又は号を含む。）から生ずることがあるものと了解される。

4 第六類から第一四類までの各類の規定の適用上、第三国から輸入した種、りん茎、根茎、台木、挿穂、接ぎ穂、苗条、芽その他植物の生きている部分から締約国の領域において栽培される農産品又は園芸品は、原産品とする。

5 第一八・〇六項の規定の適用上、「カカオ含有量」とは、カカオ豆由来の成分（チョコレートリカー又はココア粉（固形物）及びカカオ脂）から成るものをいう。カカオ含有量割合とは、製品の重量に占めるカカオ豆由来の成分の割合をいう。

6 第一八・〇六項の規定の適用上、「菓子」とは、小売用にした産品であつて更なる調製なく食することを主に目的とするものをいう。

第三款 品目別原産地規則

前款1(a)から(p)までに分類される産品の各品目別原産地規則は、次の表に別段の定めがある場合を除き、CCとする。同表一欄に示す品目に該当する原産品については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原産地規則を適用する。

一欄	二欄
統一システムに基づく分類	品目別原産地規則
〇四・〇一―〇四・〇四	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）

○四・〇五	<p>CC (第一九〇一・九〇号の酪農調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの) 又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの) からの変更を除く。)</p>
○四・〇六	<p>CC (第一九〇一・九〇号の酪農調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの) からの変更を除く。)</p>
○八〇一・三二	CTSH
○九〇一・二二―〇九〇一・二二	CTSH
○九〇二・三〇	CTSH
○九〇四・二二	<p>CC (第七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。)</p> <p>CC (その他の産品)</p> <p>(とうがらしに限る。)</p>
○九〇四・二二	<p>CC (第七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。)</p> <p>CTSH (その他の産品)</p> <p>(とうがらしに限る。)</p>
○九〇五・二〇	CTSH
○九〇六・二〇	CTSH
○九〇七・二〇	CTSH
○九〇八・二二	CTSH

〇九〇八・三二	CTSH
〇九〇八・三二	CTSH
〇九〇九・三二	CTSH
〇九〇九・三二	CTSH
〇九〇九・三二	CTSH
〇九〇九・六二	CTSH
〇九一〇・一一	CTSH
〇九一〇・二〇―〇九一〇・三〇	CC又は 破碎し若しくは粉碎してない産品を破碎し若しくは粉碎すること（第〇九一〇・二〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
〇九一〇・九一	CTSH
〇九一〇・九九	CTSH又は 破碎し若しくは粉碎してない産品を破碎し若しくは粉碎すること（第〇九一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
一一〇二・九〇	CC（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）
一一〇三・二〇	CC（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）
一一・〇五	CC（第〇七・〇一項の材料からの変更を除く。）

一一〇七・一〇	CC (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)
一一〇七・二〇	CC (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)
一一〇八・一二	CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されようもろこしからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一一〇八・一三	CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されるばれいしよからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一一〇八・一四	CC (第〇七・一四・一〇号の材料からの変更を除く。)
一二〇八・九〇	CC (サフラワーの種の粉及びミールに限る。) CTH (その他の産品)
一五・一八一五・二二	CTH
一六〇二・三二	CC (第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・四一一六〇二・四九	CC (第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・五〇	CC。ただし、第二類の非原産材料が使用される場合には、当該非原産材料のそれぞれが二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国である第三国において完全に生産されるものであることを条件とする。

一七〇一・一三一七〇一・九九	CC (第一二二二・九三号の材料からの変更を除く。)
一七〇二・三〇一七〇二・六〇	CC (第一二二二・九三号の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	CTH
一八・〇三一八・〇五	CTH
一八〇六・一〇	CTH (第一七・〇一項の材料からの変更を除く。)(砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十パーセント以上である加糖ココア粉に限る。) CTH。ただし、第一七・〇一項の非原産材料の重量が製品の重量の五十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の製品)
一八〇六・二〇	CTH
一八〇六・三一一八〇六・九〇	CC (カカオ含有量が製品の重量の七十パーセントを超える菓子に限る。) CTSH (その他の製品)
一九〇一・一〇	CC (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。) CC (その他の産品)
一九〇一・二〇	CC (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)(バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品であって小売用でないものに限る。) CC。ただし、非原産材料である第一二〇二・九〇号の米粉の価額が製品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十

	<p>パーセントを超える産品に限る。） CC（その他の産品） 注 二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならぬ。</p>
<p>一九〇一・九〇</p>	<p>CC（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。） CC。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える産品に限る。） CC（その他の産品） 注 二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならぬ。</p>
<p>一九・〇五</p>	<p>CTH</p>
<p>二〇〇一・九〇</p>	<p>CC（第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一號、第〇七〇九・九二號若しくは第〇七一一・二〇号の材料又は第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ若しくはピーマンからの変更を除く。）（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）に限る。） CC。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一號、第〇七〇九・九二號及び第〇七一一・二〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ及びピーマンの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）</p>
<p>二〇〇三・一〇</p>	<p>CC（第〇七〇九・五一號、第〇七一一・八〇号又は第〇七一一・五一號の材料からの変更を除く。）</p>

二〇〇四・一〇	CC(第〇七・〇一項、第〇七二〇・一〇号、第〇七一一・九〇号又は第〇七一二・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇四・九〇	CC(第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七二三・一〇号又は第〇七二三・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。)(野菜の調製品(二以上の野菜から得たものを除く。)に限る。) CC。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七二三・一〇号及び第〇七一三・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の非原産材料の価額が製品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)
二〇〇五・二〇	CC(第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号、第〇七一二・九〇号又は第一一・〇五項の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・四〇	CC(第〇七二三・一〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・五一	CC(第〇七一一・三二二号から第〇七一一・三九号までの各号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・六〇	CC(第〇七〇九・二〇号の材料又は第〇七一一〇・八〇号のアスパラガスからの変更を除く。)
二〇〇五・七〇	CC(第〇七〇九・九一号から第〇七〇九・九九号までの各号又は第〇七一一・二〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・九九	CC(第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号若しくは第〇七〇九・六〇号の材料又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしょ若しくはきのこ(はらたけ属のもの

二〇〇八・二〇	CC (第〇八〇四・三〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・四〇	CC (第〇八〇八・三〇号、第〇八〇八・四〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・五〇	CC (第〇八〇九・一〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・七〇	CC (第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一・九〇号の桃からの変更を除く。)
二〇〇八・八〇	CC (第〇八一〇・一〇号又は第〇八一・一〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・九七	CC (第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八・〇五項、第〇八〇八・三〇号若しくは第〇八〇九・一〇号の材料、第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一・九〇号の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。)。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が製品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(液体又はゼラチンに入った混合物に限る。)
二〇〇八・九九	CC (第〇八〇四・五〇号のマンゴー又はグアバからの変更を除く。)
二〇〇九・一一―二〇〇九・三九	CC (第〇八・〇五項の材料からの変更を除く。)
二〇〇九・四一―二〇〇九・四九	CC (第〇八〇四・三〇号の材料からの変更を除く。)

ない。)の含有量が乾燥状態において全重量の五十パーセント以上である混合物に限る。)

CC (その他の産品)

二〇〇九・八九	<p>CC (第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇七・二〇号の材料又は第〇八一〇・九〇号のパッションフルーツからの変更を除く。)</p>
二〇〇九・九〇	<p>非原産材料の価額が製品の価額の五十五パーセントを超えないこと(関税分類の変更を必要としない。)</p>
二一〇一・三〇	<p>CC (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)(麦茶に限る。)</p> <p>CC (その他の産品)</p>
二一〇三・一〇	<p>CTH</p>
二一〇三・二〇	<p>CC (第二〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。)(ケチャップに限る。)</p> <p>CTSH (その他の産品)</p>
二一〇三・三〇	<p>CTH</p>
二一〇三・九〇	<p>CTSH</p>
二一・〇四	<p>CTH</p>
二一・〇五	<p>CTH (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料、第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)</p>
二一〇六・一〇	<p>CTSH</p>

二一〇六・九〇

CC(第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二二〇二・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。)(果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)に限る。)

CC(第二〇類の材料からの変更を除く。)(ゼラチンに入った果実であつて、当該果実の含有量が全重量の二十パーセントを超えるものに限る。)

CC(第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える調製品に限る。)

CC(第一七類の材料からの変更を除く。)(糖水に限る。)

CC。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える調製品に限る。)

CC(第一二二・九九号の材料からの変更を除く。)(こんにやく調製品に限る。)

CTSH(その他の産品)

注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。

二二〇二・九一―二二〇二・九九

CC(第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(ミルクを含有する飲料に限る。)

CC(第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二一〇六・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。)(果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)に限る。)

CC(その他の産品)

注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。

二二〇六〇〇・一〇〇	CTH
二二・〇九	CTH
二二〇九・一〇	CTH
二二〇九・九〇	CTH (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(飼料用に供する種類の調製品であつて、乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。) CTH。ただし、第一〇・〇六項の非原産材料の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(ペットフード以外の調製品であつて、米の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるものに限る。) CTH(その他の産品)
二九〇五・四三―二九〇五・四五	CTSH
二三〇一・一二―二三〇一・九〇	CTSH
三五〇一・一〇―三五〇一・九〇	CTSH
三五〇二・一一―三五〇二・一九	CTH
三五〇二・二〇―三五〇二・九〇	CTSH

注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。

三八二二・一一一三八二二・七〇	CTSH
三八〇九・一〇	CTH
三五〇五・一〇一三五〇五・二〇	CTH
三五・〇四	CTH

(附属書Ⅱは、英語により作成され、この協定の不可分の一部を成す。)